

## 東京大学における自己点検・評価の基本方針

### 1 趣旨

- (1) 本基本方針は、学校教育法第九十九条の規定に基づく大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況についての自己点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）について、東京大学における基本的な考え方を示すことを目的とする。
- (2) 本基本方針は、大学全体及び各教育研究部局及び附属図書館（以下「部局」という。）の組織単位での自己点検・評価の実施に当たって、その大綱的指針として位置づける。

### 2 自己点検・評価の目的

東京大学は、東京大学憲章に掲げた「大学の自治が、いかなる利害からも自由に知の創造と発展を通じて広く人類社会へ貢献するため、国民からとくに付託されたものであることを自覚し、不断の自己点検に努めるとともに、付託に伴う責務を自律的に果たす」という理念に則り、次のことを目的として自己点検・評価を行う。

- ① 大学が掲げる理念や目標に照らして、教育、学術研究、社会連携、国際化等の諸活動（以下「教育研究活動等」という。）の現状や課題、今後の対応の在り方を把握・確認することにより、教育研究活動等の活性化及び水準の維持・向上に向けた自主的・自律的な取組みを促進する。【自己改善の促進】
- ② 自己点検・評価の実施結果（以下「評価結果」という。）を公表することを通じ、東京大学が世界を担う知の拠点として果たしている役割を明らかにするとともに、これに対する学外からの評価と批判を受け止め、広く世界の要請に対応する。【説明責任の履行】

### 3 各部局における自己点検・評価

- (1) 東京大学は、多種多様な学部・研究科、研究所等を擁する総合研究大学であり、教育研究活動等は極めて多岐に亘る。このため、東京大学憲章を基礎としつつ、各部局が掲げた教育研究活動等の理念や目標に基づき自己点検・評価を行うことが適当である。また、自己点検・評価の対象となる組織単位についても、部局全体の自己点検・評価を含むことは必須であるが、部局内の下位組織（専攻・学科・附属施設等）ごとの自己点検・評価のあり方については、具体的な組織単位の決定も含め、各部局の実情及び学問分野の特性等に応じて各部局において定めるものとする。各部局では、それぞれの学問領域や学術の動向及び社会的要請等を踏まえつつ、部局において定める適切な組織単位ごとに、自己点検・評価の前提となる教育研究活動等の理念や目標を明らかにする。その際、特に教育活動については、教育の質保証の観点から、養成し

ようとする人材像や到達目標等を明らかにする。

- (2) 自己点検・評価の実施に当たっては、以下の点に留意する。
  - ① 教育研究活動等の理念や目標を踏まえ、社会的、国際的な視点にも留意しつつ、各部局において適切な評価項目及び指標を設定する。なお、評価作業の効率化の観点から、国立大学法人評価及び認証評価等における評価項目等も参照する。
  - ② 評価の客観性、妥当性を担保するため、根拠資料・データに基づく実証的な自己点検・評価に努める。また、学問分野の特性に応じて有効性が認められる場合には、国内外の大学関係者等による外部評価（ピア・レビュー）や国際比較を積極的に導入する。
  - ③ 自己点検・評価に当たっては、教育研究活動等の理念や目標に照らして、学生及び適切な第三者の視点を積極的に組み入れる。
  - ④ 本来の教育研究活動に支障が生じることがないように効率性に配慮する。
- (3) 評価結果は、国立大学法人法に定める中期目標期間などを考慮し、原則として6年以内ごとにとりまとめる。とりまとめの実施時期、実施単位その他の態様については、各部局の実情及び学問分野の特性等に応じて、各部局において定める。
- (4) 評価結果の活用にあたっては、次の点に留意する。
  - ① 評価結果は、教育研究活動等の活性化及び水準の維持・向上に役立てるとともに、教育研究活動の理念や目標の見直し等に適宜反映させる。
  - ② 評価結果は、個人情報など公表に相応しくない箇所を除き、原則としてウェブサイト等を通じて公表する。その際、課題への対応状況等についても可能な限り盛り込む。なお、評価結果を要約した資料等を作成するなど、わかりやすい情報発信に努める。

#### 4 大学全体としての自己点検・評価

- (1) 総合研究大学としての本学において、東京大学憲章の理念と目標、東京大学の将来構想及び国立大学法人法に基づく中期目標・中期計画などの達成状況を十全に点検・評価するためには、各部局における自己点検・評価のみならず、その評価結果の総括等を踏まえた、大学全体としての自己点検・評価を実施することが必要である。
- (2) 大学全体としての自己点検・評価の実施にあたっては、3(2)と同様の点に留意する。
- (3) 評価結果のとりまとめは、3(3)に準じた周期で行う。なお、とりまとめの時期については、国立大学法人評価（年度評価及び中期目標期間評価）及び大学機関別認証評価の実施時期等を勘案しつつ、効果的かつ効率的な作業が可能となるよう設定する。
- (4) 評価結果の活用にあたっては、3(4)に掲げる諸点の他、次の点に留意する。

- ① 総長の経営全般の成果や課題を検証し、当該総長又は次期総長の経営に当たっての参考に供する。
- ② 各部局における自己点検・評価の充実、さらには、教育研究活動等の自己改善に資する。

## 5 自己点検・評価の支援体制等

- (1) 本部は、各部局における自己点検・評価の実施時期、評価方法、評価結果の活用状況等の確認を行うとともに、必要に応じて、各部局における自己点検・評価の円滑な実施及び運用改善のための助言・援助を行う。
- (2) 本部は、適切な組織体制を整え、自己点検・評価によって把握された現状や課題について学内での情報共有を図るとともに、国内外の他大学の状況及び高等教育政策の動向等に関する情報提供を通じて、各部局における自己点検・評価の取組を支援する。
- (3) 大学総合教育研究センターは、学内外の情報の収集、専門的な調査分析を通じて、大学全体及び各部局での自己点検・評価の実施及び前2項に定める本部の活動を支援する。
- (4) 総長は、各部局の自主性・自律性を尊重しつつ、必要と認める場合、自己点検・評価の在り方について当該部局の長に対して改善を求めることができる。総長がこの措置をとるに当たっては、予め教育研究評議会の議を経なければならない。

以上

(参考)

## 自己点検・評価の基本方針の対象となる組織

教育研究部局 <sup>※1</sup> 及び実質的に教育研究部局に準ずる自律性を有する組織	基本方針の対象
学部、研究科等	○
附置研究所	○
附属図書館	○
全学センター	× <sup>※2</sup>
国際高等研究所	× <sup>※3</sup>
附属病院・附属学校	△ <sup>※4</sup>

※1 学部、大学院組織（研究科及び研究科以外の大学院組織）及び附置研究所が含まれる（東京大学基本組織規則第4章）。

※2 組織の設置・改廃等に係る評価の対象となっているため対象外とした。

※3 厳正な外部評価など特別な対応をとる組織であるため対象外とした。

※4 附属病院及び附属学校は評価の対象となるが、学部の附属施設であることから、当該学部の自己点検・評価に包摂されるものとして整理した。